

事務連絡  
令和元年11月14日

各  
〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

対マカオ向け輸出牛肉の個包装への個体識別番号の貼付について

対マカオ輸出牛肉については、「対マカオ輸出牛肉の取扱いについて」（平成21年7月28日付け食安発0728第1号）別紙「対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領」（以下「要領」という。）に基づき、取り扱っているところです。

今般、マカオに輸出された牛肉の個包装に個体識別番号が無いことを理由に、通関が止められる事案が発生しました。製品への個体識別番号の貼付については、現在、マカオ政府と当課にて協議中ですが、当該事案を踏まえ、今後、対マカオ向け輸出牛肉にあっては、外装への個体識別番号の貼り付けの有無によらず、全ての個包装に個体識別番号を貼付するよう、関係者へ周知方お願いします。

なお、マカオ政府と協議が終了次第、要領を改正し、今後の取扱いを明記することを申し添えます。